

予備試験

令和の論文過去問完璧講座2025

◆ 憲 法 ◆

<再現答案>

— R1 ~ R5 —

令和3年予備試験合格者・令和4年司法試験合格者
清武 宗一郎 講師

辰巳法律研究所

目次

■ R 1	P. 1
◆ 再現答案 A 評価	P. 1
◆ 再現答案 C 評価	P. 4
■ R 2	P. 6
◆ 再現答案 A 評価	P. 6
◆ 再現答案 C 評価	P. 9
■ R 3	P. 11
◆ 再現答案 A 評価	P. 11
◆ 再現答案 C 評価	P. 14
■ R 4	P. 17
◆ 再現答案 A 評価	P. 17
◆ 再現答案 C 評価	P. 20
■ R 5	P. 23
◆ 再現答案 A 評価	P. 23
◆ 再現答案 C 評価	P. 26

- 1 1(1) Xは、Xに証言を求めることはXの取材源秘匿の自由を侵害し、憲法（以下略）21条
2 1項に違反すると主張すると考えられる。
- 3 (2) 取材源秘匿の自由は取材の自由であるところ、取材は報道と表裏をなすものであるから、
4 報道の自由を表現の自由として保障する21条1項の保障を受ける。
- 5 Xに証言を求めることにより、取材源が明らかになることによって今後の取材の協力者が得に
6 くくなるから、Xの取材源秘匿の自由制約がある。
- 7 (3) 取材源秘匿の自由は表現の自由であり、自己実現、自己統治と密接に関連するものである
8 から、これに対する制約は慎重であるべきである。よって、制約により保護される公共の利
9 益が、制約されるXの利益を明らかに上回る場合に限り、合憲となると解するべきである。
- 10 (4) 制約により得られる公共の利益は、甲の乙に対する損害賠償請求訴訟における証拠である。
11 しかし、甲はすでに乙を特定して訴訟を提起しているのであり、乙の供述など他の証拠から
12 も事実の認定が可能であると考えられるから、Xの証言の必要性は高くない。
- 13 一方、制約される権利はXの取材源秘匿の自由である。これが侵害されると今後の取材活
14 動において協力者を得ることが困難になると考えられるが、フリージャーナリストであるX
15 はB県県政記者クラブへの加入を認められておらず、B県庁やB県警の記者発表に参加でき
16 ないことから、独自の取材ルートを持つことはXの活動において生命線であるといえる。ま
17 た、Xは取材した内容を動画サイトに投稿して広告料を得ることで生活しており、取材活動
18 に支障ができればXは生活の糧を失う可能性もある。
- 19 制約により保護される公共の利益が、制約されるXの利益を明らかに上回るとはいえない。
- 20 (5) 以上より、Xに証言を求めることはXの取材源秘匿の自由を侵害し、憲法21条1項に反
21 し違憲である。
- 22 2(1) 以下、私見を述べる。

23 取材源秘匿の自由は取材の自由であるところ、取材の自由は21条1項の趣旨に徴し、尊
24 重に値する（博多駅事件）。

25 そして、Xが主張するように、Xに証言を求めることはXの取材源秘匿の自由に対する制
26 約となる。

27 (2) では、この制約は公共の福祉（13条）のためのものとして正当化されるか。

28 Xが主張する通り、取材源秘匿の自由は精神的自由である。しかし報道は事実を伝えるも
29 のであり、自己統治とは密接に関わるが、思想や信条の表明と比べると自己実現との関連性
30 は低くなる。また、取材は報道の準備行為であり、表現そのものに対する制約ではない。

31 こうした点をふまえ、本件においては、制約されるXの利益が制約により保護される公共
32 の利益を明らかに上回る場合に限り違憲となると解する。

33 (3) 甲は森林破壊に加担しているとして製品の不買運動を受けるなど財産面、信用面で大きな
34 影響を受けており、真相を究明する必要性は高い。そしてXが投稿した動画では乙が特定さ
35 れない加工が施されていたから、インタビュー対象者を特定するためにXの証言の必要性は
36 認められる。

37 Xの主張するとおり、Xが県政記者クラブに加盟できず独自の取材ルートを持つ必要性が
38 あることをふまえれば、取材源を公にされないことは重要であるといえる。しかし、証言を
39 することによる不都合は、今後の取材活動に支障が生じる蓋然性があるという間接的なもの
40 である。

41 また、取材の自由が21条1項により保障されるとしても、他社の人格権を侵害する態様
42 でなされる取材は保護されないというべきである（外務省秘密漏洩事件）。本件においてX
43 は、乙が退職後も守秘義務があることを理由に一度は取材を断ったにもかかわらず、工房に
44 通い詰めたばかりでなく乙が家族と住む自宅にまで執ように押しかけ、エコフレンドリーと

45 いう評判が低下し工房経営に悪影響が及ぶことを匂わせるという脅迫まがいの方法でイン
46 タビューを実現した。すると、乙の平穩に生活する権利や意思決定の自由を侵害する態様で
47 なされた取材であるといえる。

48 すると、本件において制約されるXの利益が制約により保護される公共の利益を明らかに
49 上回る場合とはいえない。

50 (4) 以上より、Xに証言を求めることは21条1項に反しないから、Xは証言を拒否できない。

51 以上

- 1 第1 Xの主張
- 2 1 証言拒絶が認められないと、Xの取材源を秘匿する自由（以下、本件自由とする）を侵害
- 3 するため、証言拒絶は認められる。
- 4 (1) 報道は、編集という知的作業を経るし、国民の知る権利にも奉仕するため、報道の自由は
- 5 憲法（以下、法名略）21条1項で保障される。また、取材は報道の不可欠の前提となるた
- 6 め、同項で保障されている。取材源秘匿の自由は、取材の自由として憲法上保障されている。
- 7 (2) 証言拒絶権が認められないと上記自由が制約される。
- 8 (3) では、上記制約は13条後段の公共の福祉によるものとして許されるか。
- 9 ア 本件自由は、取材者の国民に対する信頼が損なわれないことで将来において円滑な取材活
- 10 動を行い、国民の知る自由に奉仕するものであるため、重要である。
- 11 イ 上記制約はXに拒否権を与えることなく一方的に行われており、Xの将来の取材活動を萎
- 12 縮させるものであるため、制約態様は強度である。
- 13 ウ そこで、厳格な審査基準で審査する。
- 14 (4) 本件について見る。
- 15 ア 上記制約の目的は、公平な裁判の実現及び真実発見にある。
- 16 イ 乙が情報を漏洩したか否かは、乙の証言や、誰でも見られるようになっているXが投稿し
- 17 た動画等から、推認することができるため、Xの証言は目的達成のために必ずしも必要でな
- 18 い。
- 19 そして、Xはフリージャーナリストであり、B県政記者クラブに所属することができず、
- 20 記者発表に参加することができない。そのため、自分の足で何度も取材対象者に取材に応じ
- 21 るように働きかけ、取材活動を行う必要がある。それにもかかわらず、Xの信頼が損なわれ
- 22 た場合、Xは取材活動自体を行うことが困難になる。

- 23 よって、上記制約によりXが受ける不利益は大きい。
- 24 2 以上より、証言拒絶を認めないことは本件自由を侵害し違憲となるため、Xの主張は認め
25 られる。
- 26 第2 反論
- 27 1 Xには証言拒絶が認められないと主張する。
- 28 (1) 取材の自由は、21条1項の精神に照らし十分尊重に値することとどまるため、本件自由は
29 憲法上保障された権利ではない。
- 30 (2) 本件自由の制約は正当化されるか。
- 31 ア 裁判での証言義務は国民に課せられた義務であり、国民はそのことを理解しているため、
32 証言拒絶を認めなくても取材者に対する国民の信頼は損なわれない。そのため、上記自由は
33 重要なものではない。
- 34 イ 上記制約は、Xが取材内容を報道した後になされている。また、公平な裁判の実現のため
35 になされており、間接制約であるといえる。そのため、規制態様は強度でない。
- 36 ウ よって、緩やかな審査基準で判断する。
- 37 (3) 本件について見る。
- 38 ア 目的はX主張の通りであり、裁判所に対する国民の信頼を保護するためのものであるため、
39 重要である。
- 40 イ 公平な裁判の実現のためには多くの証拠が必要であり、Xに証言をさせることは目的達成
41 に効果的である。
- 42 ウ 乙が自己に不利益な証言を誠実に行うことは期待できない。また、Xの投稿した動画は個
43 人を特定できないため、証拠とならない。そのため、Xに証言をさせる必要がある。
- 44 そして、Xは動画投稿を行うインフルエンサーであり、知名度を獲得するために乙に取材

45 しているため、乙への取材は真に報道目的でされたとはいえない。また、乙の事業に悪影響
46 が生じることを告知し、取材に対応するように強く迫っているため、社会通念上相当な態様
47 でなされたとはいえない。そのため、このような行為によって得られたXの取材源を秘匿す
48 る自由は保護する必要がなく、上記制約によるXへの不利益は小さい。

49 2 以上より、証言拒絶は認められない。

50 第3 私見

51 1 Xの証言拒絶は認められる。

52 (1) X主張の通り、本件自由は憲法上の権利であり、証言義務により制約される。

53 (2) では、上記制約は正当化されるか。

54 ア 確かに上記制約はXが報道を行った後になされているが、X主張の通り制約されると将来
55 における取材活動が困難になり、国民の知る権利を害することになるため、本件自由は重要
56 な自由である。

57 イ もっとも、制約態様は反論記載の通り強度ではない。

58 ウ そこで、公判事実が公共の利害に関わるものであっても、取材源の公表について取材対象
59 者の承諾があったり、取材活動が罰せられる行為によってなされたりしたなどの事情がなく、
60 証言義務によって得られる公益が取材者の受ける不利益を上回っているなどの事情がない
61 場合には、証言拒絶は認められると解する。

62 (3) 本件について見る。

63 ア 確かに、甲は一企業であり、公判事実は公益に関係ないとも思える。しかし、甲はSDG
64 sにコミットしており、その商品は環境問題に影響を与えるため、公判事実は公共の利害に
65 関わるものといえる。

66 イ 乙は取材源の公表を承諾していない。また、確かに反論記載の態様で取材がなされている

67 が、Xは乙に害を加える旨の発言をしているわけではないし、かかる行為は説得の一態様と
68 いえ、罰せられるべきものではない。

69 ウ 公平な裁判の実現という目的は重要であり、Xの投稿した動画のみでは取材対象者を特定
70 できず証拠として不十分であるため、取材者であるXの証言は重要な証拠である。もつとも、
71 この証言がなくても乙の証言や甲の従業員の証言、乙の家族の証言などにより、乙による情
72 報漏洩の有無は判断できるため、Xの証言は必要不可欠のものではない。

73 そして、Xは動画投稿前から環境問題を取り扱っているジャーナリストであったし、本は
74 取材内容を記しているものであるため、Xの乙への取材は真に報道目的によるものといえる。
75 また、X主張の通り、本件自由の制約によりXの取材活動の実施がかなり困難になるため、
76 証言によりXの受ける不利益は大きい。

77 2 以上より、Xの証言拒絶は認められる。

78 以上



講座のご受講、本当にお疲れ様でした。
今回の講義、教材に関し、ご意見・ご感想をぜひお聞かせ下さい。
よりよいコンテンツを目指します。

※上記二次元バーコードを読み取り、専用フォームよりご回答ください。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）